

## 石別中学校 生徒会会則

第1条 本会は石別中学校生徒会と称し、本校生徒会全員で組織する。

第2条 本会は会員の自主性を伸ばし、生活の向上をはかることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次のことを行う。

1. 会長・副会長・書記は全員の信任によって選出する。
2. 会員全体の問題を協議する。
3. 学習や学校内外の生活が自主的に行われるように努める。
4. その他必要なこと。

第4条 本会には次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 代議員会
3. 総務委員会
4. 執行部

第5条 諸会議の設定は、次のとおりとする。

1. 生徒総会は定期的に年1回、後期(11月)に開く。但し必要な場合は臨時に開くことができる。
2. 代議員会は生徒総会に次ぐ機関として、必要に応じて臨時に開くことができる。
3. 代議員会は会長が召集し、必要に応じて臨時に開くことができる。

第6条 役員の任期、役員の構成は、次のとおりとする。

1. 執行部の任期は、11月から翌年の10月までとする。
2. 執行部は次のとおりとする。
  - 会長1名 副会長1名 書記若干名(全期)
  - 会長は新3年生とし、執行部または総務委員長経験者とする。
  - 副会長は新2年生年、次期会長を目指す者とする。
  - 書記は新2年生または新3年生で、会長や副会長を補佐したい者、及び次期会長を目指す者とする。
3. 総務委員は学級毎に選出し、委員長・副委員長は互選とする。
4. 総務委員の任期は、前期(4月～10月まで)と後期(11月～翌年3月まで)とする。
5. 代議員会は生徒総会に代わって協議し決定する機関とし、学級委員長・総務委員長・執行部をもって構成する。

第7条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会その他の会議を招集する。
2. 副会長は会長を助け、その任務を代行する。
3. 書記は生徒会各種機関との連絡調整をはかり、会の運営を円滑にする。
4. 会計の事務は書記があたる。
5. 総務委員会は事業の計画・実行にあたり、その充実に努める。

第8条 本会の会費は、1人月額100円とする。

第9条 本会の会則は、生徒総会で決議し、学校長の承認を得る。

第10条 この会則は平成23年11月11日に改正し、平成24年4月1日より施行する。